

令和5年第11回稲沢市農業委員会総会議事録

令和5年11月24日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
9番	橋本 淳		
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
10番	木村 均		

【事務局】出席者

局長	武田 一輝	主査	山本 愛
主任	大橋 崇史		

【農務課】出席者

主任	永井 勇氣		
----	-------	--	--

午後2時00分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和5年第11回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、木村委員、の1名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願い致します。

【会長】

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。寒くなってきましたので、体調を崩されないよう、健康管理には十分注意され、お過ごしいただきたいと思います。

それでは、只今から、令和5年第11回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は18人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、3番丹下委員、4番川松委員を指名いたします。

次に日程第2議案第52号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第52号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

3ページをお願いいたします。

今月は所有権移転の案件のみでございます。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に耕作地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。受人は現在3,865㎡の農地を耕作しており、個人で年間100日、世帯では220日農業に従事しています。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は親子であり、申請地の贈与を受け、継承するものです。受人は現在1,163㎡の農地を耕作しており、個人で年間90日、世帯では240日農業に従事しています。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人は近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。受人は現在2,360㎡の農地を耕作しており、個人で年間300日、世帯では600日農業に従事しています。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人は、これまでも自宅に隣接する申請地の耕作を手伝うなどしており、今回の申請で155㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間120日、世帯では210日従事する計画となっております。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人には隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。受人は現在13,997.91㎡の農地を耕作しており、個人で年間200日、世帯では590日農業に従事しています。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人は、申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。受人は、現在2,102㎡の農地を耕作しており、個人で年間150日農業に従事していま

す。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人は、自宅の近隣にある申請地を取得し、今回の申請で317㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間60日、世帯では280日従事する計画となっております。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人は申請地を取得し、今回の申請で577㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間100日、世帯では160日従事しながら養蜂を行う計画となっております。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。受人と渡人は親子であり、申請地の贈与を受け、継承するものです。受人は、今回の申請で205㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間180日農業に従事する計画となっております。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人と渡人は親子であり、申請地を譲受け、規模拡大をするものです。受人は、現在4,497㎡の農地を耕作しており、個人で年間90日、世帯では290日農業に従事しています。

番号12番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。売買での所有権移転です。受人には、隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。受人は、現在706㎡の農地を耕作しており、個人で年間90日、世帯では150日農業に従事しています。

番号13番、番号14番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

売買での所有権移転です。

申請地 地目 面積 を朗読。

受人には、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するも

のです。受人は、現在、市外含め6,075㎡の農地を耕作しており、個人で年間150日、世帯では270日農業に従事しています。

番号15番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人には、隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。受人は、現在6,348㎡の農地を耕作しており、個人で年間200日、世帯では550日農業に従事しています。

5ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計15件、移動の土地は、田15筆6,226㎡、畑7筆2,071㎡、合計22筆8,297㎡です。

以上15件につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第52号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

6ページをお願いします。

議案第53号農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

つづきまして、7ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

8ページ総括表をお願いします。

4条の申請件数は1件、転用の土地 田1筆 453㎡、畑1筆 210㎡、合計663㎡です。

以上、4条 申請1件につきましては、立地条件および一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第53号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第54号農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます

【事務局】

つづきまして、9ページをお願いします。議案第54号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。10ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため、許可用件を満たしております。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは資材置場・駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分譲住宅を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分家住宅を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号5番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

番号6番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは資材置場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号7番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分家住宅を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため、許可要件を満たしております。

番号8番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分家住宅（通路）を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため、許可要件を満たしております。

番号9番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。つづきまして、12ページをお願いします。ここからは権利の設定の案件です。

番号10番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号11番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号12番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

つづきまして、13ページの総括表をごらん下さい。5条の申請件数は、12件 転用の土地

田 8筆 3,951㎡ 畑 14筆 3,146㎡、合計 7,097㎡です。

以上5条申請12件につきましては、立地条件および一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第54号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第55号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明を求めます。

総会提出議案14ページをお願い致します。

議案第55号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接利用権設定する相対の案件と、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する案件の2種類がございます。

15ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接利用権を設定する相対の案件になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらの4筆は売買による所有権移転です。

所有権移転の時期は令和6年1月25日です。

16ページをお願いします。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定です。

貸借期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日までです。

17 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権を設定する農用地利用集積計画になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定は 42 筆、使用貸借権の設定は 25 筆です。

貸借期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までが 1 筆、令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までが 6 筆、令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日までが 60 筆です。

22 ページ総括表をお願い致します。

田 68 筆、畑 5 筆、 合計 73 筆 47,028 m²になります。

これら利用集積の案件については、所有権の移転又は利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、杉村委員、瀧委員、小原委員は採決に加わることはできませんので、よろしくをお願いします。

議案第 55 号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 報告 第 31 号現況証明願の報告についてから日程第 8 報告 33 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

それでは 23 ページをお願いします。

報告第 31 号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

24 ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

昭和33年より住宅敷地として利用しておりました。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

平成11年より倉庫敷地として利用しておりました。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

昭和60年より住宅敷地として利用しておりました。

こちらは土地所有者が死亡しているため、相続財産管理人の弁護士からの申請です。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

平成8年より倉庫敷地として利用しておりました。

つづきまして、25 ページをお願いします。報告第32号農地法第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

26 ページをお願いします。

農地法第5条第1項第6号の届出です。

今月は所有権移転案件のみになります。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、分譲住宅建築による転用でございます。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、共同住宅建築による転用でございます。

番号5番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場の設置による転用でございます。

27 ページ総括表をお願いします。

申請件数 5 件 田 2 筆 773 m² 畑 7 筆 1,429.20 m² 合計 9 筆 2,202.20 m²です。

つづきまして、28 ページをお願いいたします。

報告第33号農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

29 ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借人を変更するため、賃借権を解除します。

30 ページの総括表をお願いします。

申請件数 4 件田 4 筆 4,711 m²合計 4 筆 4,711 m²です。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和5年第11回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時40分閉会

令和5年第11回稲沢市農業委員会総会議事録

令和5年11月24日 産業会館大会議室

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

3番委員

丹下 貞行

4番委員

川松 忠彦